

特定非営利活動法人 うりずん

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、特定非営利活動法人 うりずん という。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、重い障がいや病気を抱え、医療依存度の高い子ども等及びその家族の地域生活を守るための支援を行い、当該子ども等が成人したときに自立でき、その家族が介護負担から開放されて健康な暮らしができることを目指し、誰もが安心して子どもを産み、育てる地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 当法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第 5 条 当法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
 - ③ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
 - ④ 介護保険法に基づく居宅サービス事業

- ⑤ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ⑥ 介護保険法に基づく居宅介護支援
- ⑦ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
- ⑧ 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令に基づく子ども・子育て関連事業
- ⑨ 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- ⑩ 不適切な養育の防止・発見のための相談およびネットワーク構築事業
- ⑪ 子どもの健全な育ちを支援する事業
- ⑫ 特定妊婦を含む妊産褥婦への相談・援助事業
- ⑬ 医療法に基づく診療所等、医療の提供に必要な事業
- ⑭ 健康保険法に規定する訪問看護等の提供に関する事業
- ⑮ 病児保育事業
- ⑯ 地域で子どもや家族、高齢者等が健全に暮らせる環境づくりを支援する事業
- ⑰ 障がい児等々の社会参加と自立支援に関する事業
- ⑱ 医療的ケア児等及びその家族に対する緩和ケア事業
- ⑲ 支援が必要な子ども、家族等に関する調査・研究・啓発等に関する事業
- ⑳ 地域の保健・医療・福祉を担う人材の育成及び支援事業
- ㉑ 目的達成のためのネットワーク作りとネットワークへの参加・協力に関する事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売
- ② チャリティイベント

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に使用するものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 当法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。ただし、理事会が別に定める規則において、社員以外の会員を置くことができる。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に

申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会（以下「総会」という。）の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけるか、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 当法人に、次の役員を置く

- (1) 理事 3人以上12人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 それぞれの役員については、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて役員に含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関連するその他の必要事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 当法人の事務を処理するため、当法人に事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員の事務分掌、給与等については、理事長が定める。

第5章 総 会

(種別)

第21条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員を選任、解任及び報酬

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（ファクシミリを含む）又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の2分の1以上の同意があったものは、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面（ファクシミリを含む）又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電子メールによる表決者又は表決委任者があ
る場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印し
なければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 会費の額
- (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集
の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14
日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（ファクシミリを含む）又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

（議 決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので出席者の2分の1以上の同意があったものは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面（ファクシミリを含む）又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面（ファクシミリを含む）又は電子メールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メール表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 当法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 当法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後の総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 当法人が定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得た後、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の特喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第52条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決をもって決したところに譲渡するものとする。

(合 併)

第54条 当法人が合併しようとするときは、理事総数の4分の3以上の同意を得た後、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 当法人の公告は、当法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、当法人の成立の日から施行する。
2. 当法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高橋昭彦
副理事長	三上綾子
理事	秋山をね
同	関口清美
同	柚崎通介
同	吉岡毅
同	吉川かおり
監事	仲村久代
3. 当法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、当法人の成立の日から平成25年6月30日までとする。
4. 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. 当法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、当法人が成立した日から平成24年4月30日までとする。
6. 当法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人	年会費	5,000円
	団体	年会費	30,000円
7. この定款は所轄庁の認証のあった平成27年10月14日から施行する。
8. この定款は所轄庁の認証のあった平成29年8月28日から施行する。

附 則

この定款は所轄庁の認証のあった令和 年 月 日から施行する。